

# 令和5年度環境対応車導入促進助成金交付要綱

(天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・電気自動車)

一般社団法人 栃木県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)の定めた環境対応車導入促進助成金交付要綱に基づき、一般社団法人栃木県トラック協会(以下「栃ト協」という。)が行う、環境対応車の普及・促進事業を推進するため、環境対応車導入促進助成金の交付に関し必要事項を定め、適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 車両総重量2.5ト超の事業用トラックで、全ト協が指定する次の車両とする。

- (1)天然ガス自動車：内燃機関の燃料として可燃性ガスを用いる自動車で、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料が LNG しくは CNG と記載されているもの。
- (2)ハイブリッド車：内燃機関を有する自動車で併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ当該自動車に係る自動車検査証記録事項の備考欄に当該自動車が ハイブリッド車 と記載されているもの。
- (3)電気自動車：搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料が 電気 と記載されているもの。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、対象車両を新車新規登録により導入した会員事業者又はリース事業者とする。また、電気自動車の助成対象者は上述に加え、リースの場合は車両の使用者に対し、買取の場合は車両の所有者に対し、中小企業基本法(昭和38年法律第154条)第2条第1項第1号に掲げる中小企業者(資本金3億円以下または従業員数300人以下)の会員事業者であることとする。

- 2 会員事業者とは、助成金を申請する時点で栃ト協に加入しているもので、新規加入した事業者については、入会后導入したものを対象とする。但し、栃ト協会費等の未納が有る場合は、その限りではない。
- 3 リース事業者とは、前号に定める会員事業者に対して、環境対応車の貸渡しを行う自動車リース事業者をいう。

(環境対応車導入に対する助成)

第4条 栃ト協は、助成対象者から申請があった場合、予算の範囲内において、環境対応車の導入に要する費用の一部を環境対応車導入促進助成金(以下「助成金」という。)を本要綱第9条の規定に基づく区分により助成することが出来る。

(助成金の交付)

第5条 栃ト協は、助成対象者の申請に基づき、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

- 2 助成金は環境対応車の導入等に要する費用の一部とする。
- 3 栃ト協は前条の助成を行った時は、全ト協に対し随時助成金の交付を請求するものとする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を申請する助成対象者は、栃ト協が指定する期日までに、別紙様式(全ト協様式)により次の書類を添付し助成金交付申請書を提出しなければならない。

ア 販売元からの見積書

(助成金の交付決定)

第7条 栃ト協は前条の申請があったときは本要綱に基づいて当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、その結果を助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第8条 助成対象者は、環境対応車の導入が完了したときは、速やかに「令和5年度環境対応車導入促進助成金交付請求書」により、栃ト協会長に対し請求するものとする。

(助成金の交付額算定)

第9条 全ト協並びに栃ト協が助成対象者へ交付する助成金は、全ト協の環境対応車導入促進助成金交付要綱第4条に基づき計算した額とする。但し、1事業者あたり栃ト協助成金の上限を50万円とする。なお、リースによる導入の場合、リース事業者は月額リース料金への助成金相当額分の反映もしくは助成金全額の還付により、貸渡し先に対して確実に還元すること。

(事業者の負担)

第10条 会員事業者は、環境対応車の導入費のうち助成金を除く全額を負担するものとする。

(事業者の責務)

第11条 助成対象者は、環境対応車の導入に関する内容の変更をしようとする時は、あらかじめ変更の理由及び内容を栃ト協へ報告し、承認を受けなければならない。

- 2 助成対象者は、環境対応車の導入を中止または廃止する時は、あらかじめ栃ト協へ報告しなければならない。

(交付の取消し及び返還)

第12条 助成対象者もしくは助成金の交付対象車両が、次の各号の何れかに該当する事由があった時、栃ト協は助成金の全部または一部の交付決定を取消し、当該助成金を返還させるものとする。但し、当該車両が事業完了日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生した場合及び、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により復旧が不可能であると判断した場合についてはこの限りではない。

- ① 使用の本拠の位置を県外に転出した場合

- ② 助成金を他の用途へ使用した場合
- ③ 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けた場合
- ④ 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなった場合
- ⑤ 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなった場合
- ⑥ 助成金の交付決定内容若しくはこれに付した条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。
- ⑦ その他要綱に違反した場合

2 前項の規定により返還を命じられた助成対象者については、栃ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 助成対象者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、商号変更を除く使用者の変更、都道府県をまたぐ「使用の本拠の位置」の変更、交換、廃棄、売却、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ栃ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(1) 最大積載量2トン以下の事業用トラック 3年

(2) 最大積載量2トン超の事業用トラック 4年

(雑 則)

第14条 栃ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

2 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協の環境対応車導入促進助成金交付要綱の定めるところによる。

(附 則)

1. 本要綱は、令和5年4月1日より施行する。